

R8紫波町中小企業等物価高騰対策支援金 募集要項

1. 目的

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、町内中小企業等に対して、支援金を支給し、円滑な事業継続を支援することを目的とする。

2. 中小企業等の定義

本支援金における「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）の旅館業の規定による）をいい、別表1のとおりとする。

<別表1 中小企業等の要件>

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
運輸業・製造業・建設業・その他	3億円以下	300人以下

3. 支給対象者

支給対象者は、下記①～⑦の条件に全て該当する中小企業者であることとする。

①法人：町内に本店登記所在地があること。

個人：町内を納税地としていること。

②紫波町医療機関及び福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱、紫波町認定農業者等物価高騰対策支援金交付要綱に基づく支援金を受給していないこと。

③別表2に定める業種を営んでいること。

④暴力団でなく、又その構成員が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

⑤宗教上の組織又は団体でないこと。

⑥風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

⑦事業継続の意思があること。

<別表2 支給対象業種>

業種
鉱業，採石業，砂利採取業
建設業
製造業
電気・ガス・熱供給・水道業
情報通信業
運輸業，郵便業
卸売業・小売業
金融業・保険業

不動産業，物品賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業
宿泊業，飲食サービス業
生活関連サービス業，娯楽業
教育，学習支援業
医療，福祉
複合サービス事業
サービス業（他に分類されないもの）

※令和8年3月31日までに開業した事業者を対象とする。

※農業・林業、漁業、複合サービス業、公務、宗教法人は対象外。

※農業者は系統出荷による収入よりも自己販路の方が多き事業者は対象とする。

※複数の業種を行っている場合は最も売上割合の大きな業種とする。

※不動産業は、独立家屋5棟以上、独立室数10室以上の貸付を事業基準とする。

※紫波町他課事業で支援を受けていないこと。

4. 支援金の額

- ・法人：14万円
- ・個人事業主：6万円

※支援金を支給することを決定又は却下したときは、通知書により申請者に通知する。

5. 提出書類

- ・様式1 申請書兼請求書
- ・別紙1 誓約書
- ・直近の確定申告書の写し

(法人) 直近の法人税確定申告書別表1及び、法人事業概況説明書両面の写しと、
e-tax受信通知もしくは納税証明書

(個人) 直近の所得税確定申告書第一表の写しと、e-tax受信通知もしくは納税証明書

※提出いただく確定申告書については、電子申告の場合は「e-tax受信通知」を添付してください。電子申告以外での申告の場合は、税務署から申告期・申告年度に応じた「納税証明書」（税務署で、納税証明書その2「法人税」又は「所得税及び復興特別所得税」を取得）を取得し添付してください。

※まだ一度も決算期を迎えていない場合、登記事項証明書または開業届の写し

※営業実態が確認できない場合（売上が無い、事業活動を行っていない等）は、対象外とします。

- ・振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開きページ）

※ネット口座の場合は、金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義のわかる資料を添付すること

【注意】 提出いただいた書類は返却いたしませんので、必ずコピーを取った上で提出すること

6. 受付期間

令和8年5月18日（月）～8月21日（金）※必着

7. 提出先及び問合せ先

紫波町商工会

〒028-3305

紫波郡紫波町日詰字東裏85-4

電話：019-672-2244（9時～17時、土日祝日を除く） メール：shiwa@shokokai.com

8. その他留意事項

- ・提出書類は返却しません。各自で提出書類の写しを取り、保管してください。
- ・不正等が発覚した場合、支援金を返金いただきます。悪質な不正受給の場合は警察に通報します。
- ・そのほか必要な事項は、会長が別に定めます。